

いじめの防止等に係る基本方針

平成27年4月1日策定

福山市立川口東小学校

1 策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害する。また、児童の人格の形成に重大な影響をあたえるばかりか生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」という認識に立ち、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもしてはいけないという固い決意のもと、全ての教職員がいじめを自らの取組むべき課題として切実に受け止め、組織的・計画的に徹底して取り組むべき重要な課題である。そこで、本校では、家庭、地域と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決するために、国の「いじめ防止対策推進法」や「広島県いじめ防止基本方針」「福山市いじめ防止基本方針」をもとに「いじめの防止等に係る基本方針」を定めることとした。

2 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的にはいじめは次のようなかたちであられると考えられる。

- ・冷やかされたり、からかわれたりする。悪口を言われたり脅されたりする。
- ・仲間はずれにされる。無視される。
- ・たたかれたり、けられたり暴力をふるわれる。
- ・金品をたかられる。
- ・持ち物を隠される、壊される、盗られる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、またはさせられる。
- ・パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる。

3 いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたって、児童をいじめの被害者にも加害者にもしない、児童をいじめに向かわせないための未然防止に重点を置いて全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止のために普段の児童の言動や人間関係に注視する。さらに「大切な自分と同じように大切な友だち」という意識を持たせるために、児童に自己肯定感（自己有用感）を持たせるような他者からの肯定的評価を受ける機会を意識的に設定していく。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会活動としていじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、いじめ防止委員会を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、青少年育成協議会等が連携・協働する体制を構築する。

4 実施体制

「いじめ防止委員会」を、毎月1回定期的に開催する。いじめを認知した場合は、校長の判断により、「いじめ防止委員会」を開催し組織的で迅速な対応を行う。いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員の取り組むべきことではなく、校内の「いじめ防止委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが大切であり、いじめを認知した場合には、組織的に対応できるように、平素から対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。

5 いじめの防止等に係る具体的な取組

いじめ防止委員会は、いじめの防止等に係る基本方針に基づき、次の事項についての取組の実施を生活指導部と連携を図りながら進めていく。

- (1) いじめの防止等に係る基本方針の策定
- (2) いじめの防止等に関する年間指導計画の作成・実行
- (3) いじめの防止等に関する校内研修の計画・実施
- (4) いじめの防止等に向けた児童会による取組への支援
- (5) いじめアンケートの集約・分析
- (6) いじめアンケートをもとにした担任教諭による児童の全員面談計画の作成・実施・集約・共有化
- (7) いじめの防止等に関する学校の取組の発信と情報の収集・共有化
- (8) いじめの防止等に関する相談窓口の設置・広報
- (9) いじめの防止等に係る福山市教育委員会及び関係機関等との連携
- (10) いじめを認知した場合の対応プログラムの検討・実施
- (11) いじめを受けた児童やその保護者に対する相談及び支援
- (12) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者への助言

6 重大事態への対応

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 一 | いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等) |
| 二 | いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。) |
| ※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき | |

(2) 「重大事態」の対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

- (ア) 福山市教育委員会への速やかな報告と連携
- (イ) 福山市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するプロジェクトチームを組織する。
- (ウ) 被害を受けた児童に対する安全確保や情報共有の徹底
- (エ) 被害を受けた児童の安全確保の検討・実施
- (オ) 加害を行った児童への特別な指導の検討

(カ) 警察やこども家庭センター等の関係機関への相談・通報・連携

(キ) いじめ対策緊急保護者会の開催

7 いじめの防止等に係る年間計画

月	いじめ防止委員会	職員会議・研修	各学級	特別活動等
4		基本方針の確認 道徳重点項目の確認 特別な支援の必要な児童の 情報共有化		キャリアートの配布
5		授業研究(2年生)		なかよし遠足 (縦割り班) 運動会
6	いじめアンケートの 実施・集約	アンケート・面談結果の共有化 授業研究(3年生)	アンケートをもと に全員面談	キャリアートの交換 児童会いじめ撲滅 キャンペーン 小中合同公園清掃 (6年)
7		授業研究(特別支援)		
8	校外見回り	いじめに関わる研修 スクールカウンセラーを活用した児童 理解の研修 道徳指導案作成全体交流 基礎基本定着状況調査と全 国学力調査からの授業改善		山海島体験活動 (5年)
9		授業研究(5年生) 道徳参観日		
10	いじめアンケートの 実施・集約	授業研究(4年生, 1年生) アンケート・面談結果の共有化 道徳授業研	アンケートをもと に全員面談	
11		特別な支援の必要な児童の 情報共有化		キャリアートの交換 人権全校朝会 学習発表会
12		授業研究(6年生)		
1		公開研究会		児童会いじめ撲滅 キャンペーン
2	いじめアンケートの 実施・集約	アンケート・面談結果の共有化 特別な支援の必要な児童の 情報共有化	アンケートをもと に全員面談	キャリアートの交換
3		保幼連携		6年生を送る会 キャリアートのまとめ

毎日

○縦割り班による高学年をリーダーにした清掃活動

○児童会役員と担当教諭によるあいさつ運動

毎月

○「生徒指導上の諸問題等集計表」により、いじめの認知件数を福山市教育委員会へ報告

○毎週末、中学校区の生徒指導主事が集まり情報交換、意見交流

○スクールカウンセラーによる教育相談

いじめ防止委員会設置要項

1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「いじめの防止等に係る基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、児童が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 構成員

- (1) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭をもって構成する。
- (2) 校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。

4 会議

校長は、このいじめ防止委員会を主宰し、会議を招集する。

5 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を作成し、その実施について統括する。
- (2) 年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、関係児童への聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討、保護者との連携を行い、その対応を統括する。
- (6) 重大事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大事態が発生した場合は、福山市教育委員会と連携して、調査等を行う。
- (8) その他、いじめの防止対策にかかる組織的な取組を行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。